# 第 ６ 次

# 西播磨水道企業団地球温暖化対策実行計画書

令和８年３月

# 目　次

第１章　計画策定の背景
　第１節　気候変動の影響 …… 1
　第２節　国際的動向と国内対策の動向 …… 1

第２章　基本的事項
　第１節　計画の目的 …… 2
　第２節　計画の期間 …… 3
　第３節　計画の範囲 …… 3

第３章　目　標
　第１節　全体目標（温室効果ガスの排出削減目標） …… 4

第４章　取組項目
　第１節　温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組 …… 5
　第２節　温室効果ガスの排出抑制対策に資する取組 …… 7

第５章　実行計画の推進・点検・公表
　第１節　職員への普及・啓発等 …… 7
　第２節　計画の点検 …… 8
　第３節　公　表 …… 8

温室効果ガスの排出量実績調査から公表までの様式 …… 9

＜様式＞
　様式１－１　活動量把握調査票〈燃料使用量・自動車走行量〉
　様式１－２　活動量把握調査票〈電気使用量〉
　様式２－１　温室効果ガスの総排出量算定に係る調査票１〈燃料の使用に伴うもの〉
　様式２－２　温室効果ガスの総排出量算定に係る調査票２〈自動車の走行量に伴うもの〉
　様式２－３　温室効果ガスの総排出量算定に係る調査票３〈他人から供給された電気の使用量〉
　様式３－１　温室効果ガスの総排出量
　様式３－２　事務に関する部門の温室効果ガスの総排出量
　様式４　　温室効果ガスの総排出量集計結果表
　様式５　　温室効果ガスの排出量の推移

# 第１章　計画策定の背景

## 第１節　気候変動の影響

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関する安全保障の問題と認知されており、最も重要な環境問題の１つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が令和３年８月に公表した第６次評価報告書第１作業部会報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

## 第２節　国際的動向と国内対策の動向

平成２７年１１月から１２月にかけて、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第２１回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来１８年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて２℃より十分低く保つとともに、１．５℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。

こうした国際的動きのなか、令和２年１０月、我が国は、令和３２年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言しました。

そして、令和３年４月に地球温暖化対策推進本部において、令和１２年度に温室効果ガスを平成２５年度から４６％削減することを目指し、さらに、５０％の高みに向け、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和７年２月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、２０５０年ネット・ゼロの実現や、令和１７年度、令和２２年度において、温室効果ガスを平成２５年度からそれぞれ６０％、７３％削減することを目指すことが示されました。

令和１２（２０３０）年度及び令和２２（２０４０）年度における温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

（単位：百万t-CO2）

| | 2013年度実績 | 2030年度（2013年度比）※1 | 2040年度（2013年度比）※2 |
|---|---|---|---|
| 温室効果ガス排出量・吸収量 | 1,407 | 760（▲46%※3） | 380（▲73%） |
| エネルギー起源$CO_2$ | 1,235 | 677（▲45%） | 約360～370（▲70～71%） |
| 産業部門 | 463 | 289（▲38%） | 約180～200（▲57～61%） |
| 業務その他部門 | 235 | 115（▲51%） | 約40～50（▲79～83%） |
| 家庭部門 | 209 | 71（▲66%） | 約40～60（▲71～81%） |
| 運輸部門 | 224 | 146（▲35%） | 約40～80（▲64～82%） |
| エネルギー転換部門 | 106 | 56（▲47%） | 約10～20（▲81～91%） |
| 非エネルギー起源$CO_2$ | 82.2 | 70.0（▲15%） | 約59（▲29%） |
| メタン（$CH_4$） | 32.7 | 29.1（▲11%） | 約25（▲25%） |
| 一酸化二窒素（$N_2O$） | 19.9 | 16.5（▲17%） | 約14（▲31%） |
| 代替フロン等4ガス | 37.2 | 20.9（▲44%） | 約11（▲72%） |
| 吸収源 | - | ▲47.7（-） | ▲約84（-）※4 |
| 二国間クレジット制度（JCM） | - | 官民連携で2030年度までの累積で１億t-$CO_2$程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 | 官民連携で2040年度までの累積で２億t-$CO_2$程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 |

※1　2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
※2　2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。
※3　さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
※4　2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第３章第２節３．（１）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典）地球温暖化対策計画（令和７年２月１８日閣議決定）より抜粋
環境省（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html）

# 第２章　基本的事項

## 第１節　計画の目的

都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の取組として、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）」第２１条第１項の規定により、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。

西播磨水道企業団（以下「企業団」という。）では、これまで、平成１３年度に「西播磨水道企業団地球温暖化対策実行計画」（以下「第１次実行計画」という。）を、平成

１８年度に「第２次西播磨水道企業団地球温暖化対策実行計画」（以下「第２次実行計画」という。）を、平成２３年度に「第３次西播磨水道企業団地球温暖化対策実行計画」（以下「第３次実行計画」という。）を、平成２８年度に「第４次西播磨水道企業団地球温暖化対策実行計画」（以下「第４次実行計画」という。）を、令和２年度に「第５次西播磨水道企業団地球温暖化対策実行計画」（以下「第５次実行計画」という。）を策定し、実施してきました。

基準年度と比較した温室効果ガスの排出量削減率

| | 総排出量 | 事務に関する部門 |
|---|---|---|
| 第１次実行計画 | ５．１％削減 | １５．６％削減 |
| 第２次実行計画 | １０．７％増加 | ２２．０％削減 |
| 第３次実行計画 | ０．６％削減 | ３５．１％削減 |
| 第４次実行計画 | ５．７％増加 | １６．８％削減 |
| 第５次実行計画 | １９．６％増加 | １４．２％削減 |

第１次実行計画から第５次実行計画において、温室効果ガスの排出量は、年度毎の事務量、事業量により増減しているものの、事務に関する部門においては確実に削減目標を達成しており、職員一人一人の温暖化抑制に対する意識は定着しているものと思われます。

この度の実行計画の更新については、国の地球温暖化対策計画（令和７年２月閣議決定）を踏まえ、企業団が取り組む施策を明らかにするとともに、その取組の確実な実施による低炭素社会の実現を目指すため、「第６次西播磨水道企業団地球温暖化対策実行計画」を策定するものです。

## 第２節　計画の期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間とする。

## 第３節　計画の範囲

この計画は、企業団の全ての事務・事業を対象とする。また、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とする。

| 対象物質 | 企業団における主な発生源 |
|---|---|
| 二酸化炭素 | ・電気の使用<br>・自動車の燃料の使用 |
| メタン | ・自動車の走行 |
| 一酸化二窒素 | ・自動車の走行 |

# 第３章　目　標

## 第１節　全体目標（温室効果ガスの排出削減目標）

１　温室効果ガス排出量目標値

目標を定める上で、基準年度を平成１７年度から国の地球温暖化対策計画の基準年度である平成２５年度に変更し、令和１２年度における温室効果ガスの総排出量を８．３％削減することを目指す。

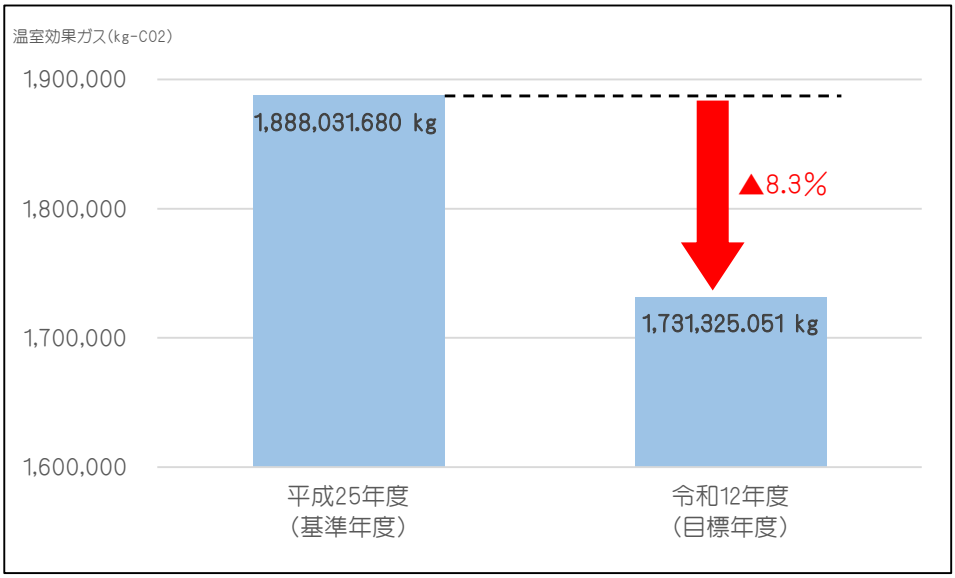


温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量目標値

| | 総排出量 | |
|---|---|---|
| 平成25年度(基準年度) | 1,888,031.680 kg | 削減率 |
| 令和12年度(目標年度) | 1,731,325.051 kg | ８．３％ |

2　目標設定の考え方

本計画の目標設定は、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、取り組むこととされています。しかし、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて、可能な限り意欲的な目標設定及び取組が期待されていますが、地方公共団体ごとに自然・社会的条件が大きく異なることにより、必ずしも政府と同水準で実施することが困難な場合も考えられることから、地域の実情に応じて適切な目標を設定することも可能とされています。

このことから、企業団では、施設の更新時に省エネ化等を進める一方、生活に欠かせない水道サービスを安定して提供するために必要な水源地等に多大な電力を使用しているため、温室効果ガス排出要因の大部分を占める電力の使用を削減することが望めないことを考慮して、第５次実行計画の削減目標である温室効果ガス総排出量と同程度になるよう、第６次実行計画の目標値については、温室効果ガスの総排出量を８．３％削減することを目指します。

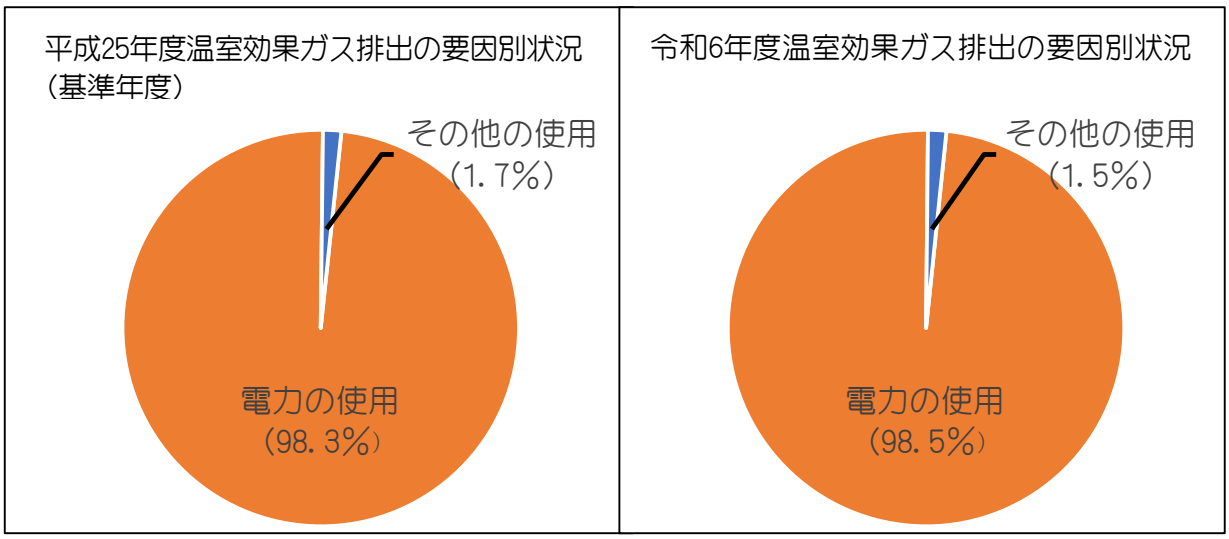


## 第４章　取組項目

### 第１節　温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組

1　企業団庁舎等におけるエネルギー利用の抑制

企業団庁舎等（有人の水源地含む。）におけるエネルギー使用の抑制を図ることとし、現状よりも増加させないように努め、可能な限り削減するよう努める。

(1) 不必要な電気の消灯

窓際の電気の消灯

トイレ・廊下は、必要なときのみ点灯

残業の際の不必要な照明の消灯

昼休み時間の消灯

最終退庁者による事務所等の消灯

毎週水曜日をノー残業デーとし徹底を図る。

(2) 照明器具のこまめな清掃

(3) 不必要時のＯＡ機器の電源断

(4) 廊下・階段等は自然光を利用

(5) 空調機器の調整

温度の設定（冷房時室温 28℃以上、暖房時室温 19℃以下）

空調機器のこまめな清掃

ブラインドなどによる直射日光の調整

クールビズ・ウォームビズの推進（衣類による体温調整）

(6) 水道施設等の最適化

省エネルギー・再生可能エネルギー・高効率設備の導入の検討

ＬＥＤ照明導入の推進

運転の効率化・適正化

配水管等の漏水対策の推進

2　公用車の燃料抑制

企業団が保有する公用車の運転方法等に注意し、二酸化炭素や窒素酸化物の排出量を削減するよう努める。また、公用車の購入は、低燃費・低公害車を優先する。

(1) 経済運転の徹底

アイドリングの禁止

暖機運転の抑制

不用物の不積載

急発進・急加速の禁止

タイヤの空気圧調整

相乗り励行

公用車走行ルートの合理化

(2) 公用車別走行距離、燃料使用量の把握及び管理

## 第２節　温室効果ガスの排出抑制対策に資する取組

１　環境保全製品の購入

物品の購入に際して、環境保全製品（エコマーク、グリーンマークなどの表示があるもの）の購入に努める。

(1) コピーの用紙は、再生紙を利用する。

(2) トイレットペーパーは、再生紙を利用する。

(3) 印刷物については、再生紙の利用率を高める。

２　廃棄に当たっての配慮

(1) 廃棄文書（保存年限の過ぎた文書）、図書類の資源化

(2) 古紙（新聞、雑誌、ダンボール）の資源化

(3) 容器、包装紙の再利用及び資源化

(4) トナーカートリッジの回収（リサイクル）要請

３　その他

(1) 用紙・事務用品の再利用（使用済封筒、ファイル等）

(2) コピー印刷の適正化（両面コピーや縮小印刷の利用）

(3) 使い捨て製品の使用自粛

(4) 印刷物の作成部数を最小限にする。

(5) 電子ファイリングシステム、庁内ＬＡＮシステムの活用によるペーパーレスを推進する。

# 第５章　実行計画の推進・点検・公表

## 第１節　職員への普及・啓発等

実行計画を実効性のあるものとして推進していくためには、職員一人一人が計画の目的や内容を理解し、積極的に取り組もうとする意識を高めることが重要な鍵となる。

そこで職員の意識を向上させるため、取組の単位である各課に実行計画書を配布し、全職員への周知を図るとともに、必要に応じ庁内報で呼び掛けるものとする。

## 第２節　計画の点検

各課において、毎月、燃料使用量、自動車走行量等の数値を把握するとともに、実行計画の取組状況を把握し、推進する。

## 第３節　公　表

実行計画状況の公表は、広報紙及びホームページへの掲載により行う。

公表の内容

温室効果ガス排出量の実績値

削減目標の達成度

温室効果ガス排出量削減の取組状況

# 温室効果ガスの排出量実績調査から公表までの様式

年度初

年度末

## 各　課

○ 活動両・排出ガス量の把握

（様式 1-1）活動量把握調査票〈燃料使用量・自動車走行量〉

（様式 1-2）活動量把握調査票〈電気使用量〉

○ 適切な運転の点検・管理・評価を行う。

○ 年度内の実績の確認

翌年度

## 総務主管課

○ 各課の調査票の回収・集計

（様式 2-1）温室効果ガスの総排出量算定に係る調査票１〈燃料の使用に伴うもの〉

（様式 2-2）温室効果ガスの総排出量算定に係る調査票２〈自動車の走行量に伴うもの〉

（様式 2-3）温室効果ガスの総排出量算定に係る調査票３〈他人から供給された電気の使用量〉

（様式 3-1）温室効果ガスの総排出量

（様式 3-2）事務に関する部門の温室効果ガスの総排出量

（様式 4）　温室効果ガスの総排出量集計結果表

（様式 5）　温室効果ガスの排出量の推移

○ 評価・公表